

請求書の押印省略に関するQ & A（企業向け）

番号	質問	回答
対象となるもの		
1	押印省略や電子メールでの提出が可能となる書類は何か。	発行日（請求年月日）が令和7年4月1日以降の請求書です。
2	どんな請求書も押印が省略ができるのか。	基本省略可能ですが、国及び県の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているものなど、押印省略が認められない場合があります。担当課にお問い合わせください。
3	今後は請求書等に押印してはいけないのか。	今回の見直しは押印の省略を可能とするものであり、押印を妨げるものではありません。従来どおり書面に押印する場合の取扱いについて変更はありません。
電子メールやFAXでの受領について		
4	どんな請求書等も電子メールで提出できるのか。	押印を省略した場合に限り、 <u>電子メールでの提出が可能</u> となります。添付の際はPDF形式ファイルとしてください。押印のある請求書は従来どおり郵送または持参にてご提出ください。
5	押印を省略した請求書等は、必ず電子メールで提出しなければならないのか。	今回の見直しは電子メールによる提出を可能とするものです。押印を省略した請求書についても、郵送や持参により提出することが可能です。
6	請求書等は、FAXでの提出は受付できないのか。	不鮮明な文字で出力されることによる誤認が懸念されることから、FAXでの受付はできません。

発行責任者及び担当者について		
7	発行責任者とは誰か。	発行責任者とは代表取締役または支店長や営業所長等といった本件において権限の委任を受けた役職者または請求書を発行するにあたり、責任を有する方です。 ※フルネームで記載してください。
8	担当者とは誰か。	本件に関する事務を担当する方、窓口となる方です。 ※フルネームで記載してください。
9	発行責任者と担当者が同じ場合は、どのように記載すればいいか。	発行責任者の役職・氏名及び連絡先（電話番号）を記載したうえで、担当者については「同上」とするか、「発行責任者・担当者」のようにまとめるなど、 <u>発行責任者と担当者が同じであることがわかるようにしてください。</u>
10	代表者と発行責任者と担当者がすべて同じ場合（1人で事業所等を経営されている場合等）、発行責任者はどのように記載すればいいか。	<u>代表者の職名・氏名等の記載は省略できません。</u> 発行責任者の役職・氏名及び連絡先（電話番号）を記載したうえで、担当者については「同上」とするか、「発行責任者・担当者」というようにまとめるなど、 <u>発行責任者と担当者が同じであることがわかるようにしてください。</u>
11	発行責任者や担当者ではない役職名の記載となっているがいいか。 例：営業担当者、経理担当者 等	責任の真正性が保てれば、役職名が発行責任者や担当者でなくても構いません。
12	責任者や担当者名の記載は、手書きでもいいか。	手書きでも構いませんが、鉛筆・消える筆記用具での記載はご遠慮ください。
13	連絡先は携帯電話だけでもいいか。	原則、固定電話としてください。ただし、固定電話を設置していない場合は、携帯電話でも可能です。 電話での対応が困難な場合のみ、メールアドレスを記載してください。

その他		
14	押印を省略した請求書を訂正する必要がある場合はどうすればいいか。	記載内容の訂正はできません。誤りがあった場合は、 <u>正しい内容で再度作成したものを提出してください。</u>
15	どこに送付すればいいか。	取引先の担当課宛てに送付してください。 アドレスに指定が無ければ市役所HP「市役所等電話番号案内」を参照ください。 (https://www.city.omaezaki.shizuoka.jp/kurashi/shisei/gaiyo/soshiki/denwa.html)
16	押印のある請求書についても責任者及び担当者の氏名、連絡先の記載は必要か。	押印のある請求書の場合は不要です。
17	口座振替払登録届及び変更届の押印は省略可能か。	省略可能です。
18	請求書が2枚以上にわたる場合の割印は必要か？	割印についても省略が可能です。 ただし請求書が一連のものとわかるようにページ番号を記載する、同一ファイルで送信するなどの対応をお願いします。
19	その他の質問に関して	取引先の担当課までお問い合わせください。 連絡先は市役所HP「市役所等電話番号案内」を参照ください。 (https://www.city.omaezaki.shizuoka.jp/kurashi/shisei/gaiyo/soshiki/denwa.html)